



令和7年度4月期 工事契約制度の見直し等

- 1 コンサルタント業務における最低制限価格の算定式の改正
- 2 現場代理人の常駐義務の緩和
- 3 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種



1 コンサルタント業務における最低制限価格の算定式の改正

コンサルタント業務委託における最低制限価格の算定方法につき以下のとおり改正します

① 測量業務

【計算式】

ア 直接測量費の100%

イ 測量調査費の100%

ウ 諸経費の48% → 50%

ア～ウの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～82%

② 建築関係コンサルタント業務

【計算式】

ア 直接人件費の100%

イ 特別経費の100%

ウ 技術料等経費の60%

エ 諸経費の60%

ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80% → 60%～81%

③ 土木コンサルタント業務

【計算式】

ア 直接人件費の100%

イ 直接経費の100%

ウ その他原価の90%

エ 一般管理費等の48% → 50%

ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80% → 60%～81%

④ 地質調査業務

【計算式】

ア 直接調査費の100%

イ 間接調査費の90%

ウ 解析等調査業務費の80%

エ 諸経費の48% → 50%

ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の3分の2～85%

⑤ 補償コンサルタント業務

【計算式】

ア 直接人件費の100%

イ 直接経費の100%

ウ その他原価の90%

エ 一般管理費等の45% → 50%

ア～エの合計金額

【範囲】

予定価格の60%～80% → 60%～81%

令和7年4月1日以降の
公表案件から適用



2 現場代理人の常駐義務の緩和

本市では、現在、**主任技術者等**の専任が不要である**契約金額4,000万円未満**の工事を対象に、**現場代理人**の常駐義務を緩和しています。

令和7年2月1日の建設業法施行令の改正により、**主任技術者等**の工事への専任を要する契約金額が、4,000万円未満から**4,500万円未満に引き上げ**られたことから、本緩和措置についても、金額要件を引き上げるものです。

現行要件	改正後要件
<ul style="list-style-type: none">・市内企業であること。・過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・契約金額<u>4,000万円未満</u>の全業種に係る工事	<ul style="list-style-type: none">・市内企業であること。・過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・契約金額<u>4,500万円未満</u>の全業種に係る工事

令和7年4月1日以降に公表する案件から適用



(参考) 現場代理人の兼務可能な範囲

常駐義務緩和措置の適用により、現場代理人が他の工事等と兼務が可能な範囲は下記のとおりとします。

※詳細は契約監理課HP掲載「現場代理人の常駐義務の緩和について」を御覧ください。

	契約金額4,500万円未満の 現場代理人	契約金額4,500万円以上の 現場代理人
契約金額4,500万円未満の他の工事の現場代理人	○	×
契約金額4,500万円以上の他の工事の現場代理人	×	×
同一工事の主任技術者等*1	○	○
他の工事の専任を要しない主任技術者等	○	×
他の工事の専任を要する主任技術者等	×	×
監理技術者補佐	×	×
営業所の専任技術者	×	×

*1 主任技術者等とは主任技術者及び監理技術者を指します。



3 令和7年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種

本市では、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しております。

令和7年度における適用業種

舗装工事、造園工事

(参考) 運用基準：直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種

なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。